## 平成24年度における契約状況のフォローアップ

## 平成 25 年 8 月 独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 1. 平成 20 年度と平成 24 年度に締結した契約の状況

(単位:件、億円)

	平成 20 年度		平成 24 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 86.6%)	( 86. 2%)	( 91.5%)	( 47. 0%)	( 12. 8%)	(△29.0%)	( 92. 2%)	( 96.4%)
	212	27. 1	238	19. 3	26	△7.9	226	30.3
企画競争・公募	( 1.6%) 4	( 0.8%) 0.2	( 2.3%) 6	( 2.1%) 0.8	( 50.0%) 2	( 48.5%) 0.6	( 1.6%) 4	( 0.8%) 0.2
競争性のある契約(小計)	( 88. 2%)	( 87. 0%)	( 93.8%)	( 49. 1%)	( 13. 0%)	(△26.5%)	( 93. 9%)	( 97. 1%)
	216	27. 4	244	20. 1	28	△7.3	230	30. 6
競争性のない	( 11.8%)	( 13.0%)	( 6. 2%)	( 50.9%)	(△44.8%)	(412. 0%)	( 6.1%)	( 2.9%)
随意契約	29	4.1	16	20.9	△13	16. 8	15	0.9
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	( 6.1%)	(30. 3%)	(100%)	(100%)
	245	31. 5	260	41. 0	15	9. 5	245	31. 5

<sup>(</sup>注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

<sup>(</sup>注2) 比較増△減の() 書きは、平成24年度の対20年度伸率である。

<sup>(</sup>注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画について、件数割合・金額割合ともに計画を達成しなかった。 達成しなかった主な要因は、当機構バイオテクノロジーセンターの「生物遺伝資源長期保存施設」を建設するため、 国土交通省に設計及び建設を委託「契約生物遺伝資源長期保存施設整備の委託」(20億円)したことによるもの。 なお、当該委託を除いた場合は、件数、件数割合及び金額は達成し、金額割合は契約総額が減少した事により達成 していない。

3. 平成 24 年度における競争性のない随意契約のうち、会計法等の規定により随意契約によることができるとされている場合に相当する契約

件数: 16件 (6.2%) 金額:20.9億円(50.9%)

4. 一者応札・応募の改善状況

(単位:件、億円)

		平成 20 年度	平成 24 年度	比較増△減
2者以上	件数	102 (49.0%)	169 (30.5%)	67 (65.7%)
	金額	9.0 (33.6%)	11.9 (59.1%)	2. 9 (32. 5%)
1者以下	件数	106 (51.0%)	74 (30.5%)	△32 (△30.2%)
	金額	17. 7 (66. 4%)	8.2 (40.9%)	△9.5 (△53.6%)
合 計	件数	208 (100%)	243 (100%)	35 (16.8%)
	金額	26.7 (100%)	20.1 (100%)	Δ0.7 (Δ24.6%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った係数である。
- (注3) 比較増△減の() 書きは、平成24年度の対20年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策

(URL http://www.nite.go.jp/gen/fulfil/matter/zuikei-minaoshi-keikaku-220507.pdf)

6. 法人と一定の関係を有する法人との契約状況

平成24年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

- (注1)「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。
- (注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。
  - (1) 関係法人:次の①及び②のいずれにも該当する法人
    - ①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
    - ②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。
  - (2) 特定関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社(当法人が議決権の過半数を所有等)
  - (3) 関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社(当法人が議決権の100分の20以上を所有等)
  - (4) 関連公益法人等:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等(理事のうち当法人 0B が占める割合が3分の1以上等)